

関東地方出土皇朝十二錢の様相

——土器年代を探る第一歩として——

中 沢 悟

はじめに

- 1、古代銭貨の様相
 - 2、関東地方出土皇朝十二錢
 - (1) 住居跡より出土する皇朝十二錢
 - (2) 宗教的な場所より出土する皇朝十二錢
- おわりに

はじめに

膨大な発掘調査に伴い、多くの遺構遺物が検出されている。それらの遺跡の性格を理解するためには、検出された遺構遺物がどの時代に属すのかを知ることが、非常に大切なこととなる。時代を推定する手段として出土土器に直接年代が記されていたり、遺構内より年代の推定できる墨書き土器、漆紙文書、銭貨、木簡、鎔帶、降下火山灰、灰釉陶器等が、検出される事により知られる。しかし、それらの土器年代基準資料は、資料のもつ性格がそれぞれ異なり、資料に推定された年代と、土器とともに廃棄された年代は同一ではない。そのため、検出された遺構や遺物に対して年代観をあたえることは、非常に慎重に行われなければならない。筆者は、この問題に対し全く不十分な知識しか持ち合わせていないまま、土器や遺構に対し年代観を与えて来た。⁽¹⁾そこで多くの土器年代基準資料について検討を加え、年代観についてより確実なものを得たい。しかし、それら全般について検討を加える力量のないことと期間的な制約のため、土器年代基準資料の中から、皇朝十二錢に伴う土器の年代観を探るための第一歩として、皇朝十二錢がどのようなあつかわれをしていたのかについて検討を加えてみたい。

1 古代銭貨の様相

銭貨は、先進文明国である唐と同じように銭貨を発行すべきだという理念と、以下に見られるような経済的な側面をもって発行された。

『律令国家は、国家財政における経費の一方的な増大、それによる租税収入との対応関係の破壊という事態を前にして、銭貨発行収入の確保と、民間私富の導入という方策をとった。……律令国家は、独占的に銭貨を鋳造し、その銅錢に地金の銅よりも高い法定価値を付与し、その法定価値で、雇傭者の功直をはじめ種々の支払いに用いた。銅錢に含まれる地金の銅の原価や鋳造経費はわずかであるから、銭貨を支払いに用いることによって得る利潤は巨大であった。』⁽²⁾

さらにより多くの利潤を得るために、銭貨を新しく鋳造した場合、旧銭貨の価値の10倍の法定価格を定め強制的に通用させて行った。(第1表参照)

第1表 皇朝十二銭鋳造の様子と旧銭との交換比率

貨幣名	初鋳年代	旧銭との交換比率	その他
和銅開珎	和銅1年 (708年)		銀銭と銅銭が造られ交換割合は、銀銭1枚で銅銭1枚の割合
万年通寶	天平宝字4年 (760年)	1:10(778年マデ) 1:1(778年以降)	開基勝寶(金銭)太平元寶(銀銭)が造られた。
神功開寶	天平神護1年 (765年)	1:1	万年通寶の改鋳問題にこりて旧銭を同価値で通用させた。
隆平永寶	延暦15年 (796年)	1:10	新銭1枚を旧銭10枚と同価にして強制通用させた。
富壽神寶	弘仁9年 (818年)	1:1	新銭・旧銭区別なく通用。 銅2に対し鉛1を混入。
承和晶寶	承和2年 (835年)	1:10	より小さく軽くなり、鉛が多く混入されている。
長年大宝	嘉祥1年 (848年)	1:10	承和晶寶より小さい。重さは和銅開珎の半分。私鑄銭が増える。
饒益新寶	貞觀1年 (859年)	1:10	皇朝銭中最軽量。饒益新寶の文字がはっきりしない。
貞觀永寶	貞觀12年 (870年)	1:10	鉄銭が粗雑。政府は産銅に力を入れる。
寛平大寶	寛平2年 (890年)	不明	周防1国だけの銅で鋳造されたと伝えられている。
延期通寶	延期7年 (907年)	1:10	鉛の混入度が多く減りが早い。銭文が読みにくく庶民が嫌う。
乾元大寶	天徳2年 (958年)	不明	完全な鉛銭。鋳造5年で生産中止、987年仏事以外銭貨全部通用禁止。

(矢部倉吉『古銭の集め方と鑑賞』1975の記述内容より作成)

また銭貨は一方において、宗教的な性格として以下の現象が指摘できる。

初代鋳銭司長官である中臣意美麻呂は、「……、意美麻呂らは神事に供するに縁りて、宜しく旧姓に復すべし、と」(『續日本紀』文武2年8月丙午)に見られるように「神事」に深く関係していた。このことは鋳銭司で鋳造された貨幣が、「神事」と関係する性格をもつことを暗示している。更に和銅開珎に先立つ無文銀銭が、崇福寺創建当時の舍利容器の納入と同時に納められていた事例や、川原寺における創建時の塔の心礎近くから出土している例から、当事の銭貨が、一面で宗教的器物としての性格をもっていたことを示している。さらに、元興寺の塔心礎に和銅開珎・万

年通寶・神功開寶が納められていた例より、和銅開珎に先立つ錢貨の性格が、その後も引き継がれていることを示している。さらに平城京においては、柱穴や建物を建てる前の地鎮に使用されたと思われる錢貨の出土が多く認められる。

このように錢貨は、経済的な側面と、宗教的な側面をもって登場した。律令国家は、錢貨の持つ最も重要であった経済的な側面を支えるために、錢貨の流通を促進する政策をとるようになる。律令国家が錢貨を供給する方法の例としては、律令国家が官人その他に錢貨を与えた後、8世紀から9世紀初頭にかけて中央において律令官司の統轄のもとに行われた大造営工事での、膨大な被雇用者に対して支払われた錢貨の例等がある。一方錢貨によって支払いを受けたものが次に使用できる条件がなければ錢貨は流通しない。そこで、平城京の東西市での錢貨使用の強制や調銭・徭銭の制度に見られるような税金の支払い手段として認める等により、流通が行われていたようである。

しかし、このような例は、あくまでも畿内を中心とした一部の地域であり、畿内から遠く離れた東国等における交換手段としての貨幣の流通については明らかでない。このような状況のため東国においては、律令国家が期待した経済的な側面としての流通は、充分行われていないと思われる。

錢貨が東国の国民にとって利用価値の薄いものであったかと言えば、けっしてそうではなく、特に地方の豪族にとっては利用価値の高いものであった。それは錢貨を蓄銭し、律令国家に差し出したりすることによって、地方豪族にとっては得難い位階を授与されることにある。その法令は、和銅4年(711)にだされた「蓄銭叙位法」(『續日本紀』和銅4年10月同年12月)であり、また天平の後半になって見られるような「献物(錢)叙位」である。いずれも錢貨の流通をはかることと、律令中央財政の強化をはかるための売位政策の1つである。特に後者の政策は、おおむね錢1000貫を律令国家に寄付したものに、外從5位下を与えるものである。これは外位という制約はあるが、6位以下と大きく異なり貴族の末端の位に相当する。さらに墾田永世私財法により制約された墾田面積は、位階により大きく異なるため、5位を得ることにより得る経済的な効果も大きかった。⁽³⁾このように地方豪族は、錢貨を利用することにより、社会・経済的地位を高め、地方における支配力の権威づけをおこなった。

この制度により外從5～6位を叙位された例は、天平19年(747)～景雲4年(770)の23年間において全国で24人知られている。(第2表参照)叙位された出身者の多くはあきらかでないが、推定を含め13例が知られる。その中で、河内の国が3例と多い特色が認められるようである。その中で、関東地方から東国においては、次の1例が知られる。それは、景雲元年(767)常陸国新治郡の大領外從六上新治直子公という人物が、錢2000貫と商布1000段を献物(錢)し、外正五下を叙位された例である。ほかにも認められたかも知れないが、少額の貢献者、低位への叙位者は、「造寺材木知識記」の末尾に「自余の少財はこれを録せず」と記している例等より記録されないことも考えられているためか、残っていないようである。

第2表 錢の献物を中心見た献物叙位の実態

年月	国郡	官職	官位	氏姓名	対象	献物内容	叙位
1 747(天平19)・9	河内		大初下	河俣連人麻呂	大仏	錢千貫	外従5下
2 748(天平20)・2			外大初下	物部連族子嶋	大仏	錢千貫ほか	外従5下
3 同 上	近江カ		外従6下	田可臣真束	大仏	錢千貫	外従5下
4 749(感宝元)・4			正6上	丹羽臣真昨	大仏	錢千貫ほか	外従5下
5 749 • 5			従7上	陽侯史令珍	大仏	錢千貫	外従5下
6 同 上			正8下	陽侯史令珪	大仏	錢千貫	外従5下
7 同 上			従8上	陽侯史令	大仏	錢千貫	外従5下
8 同 上			従8下	陽侯史人麻呂	大仏	錢千貫	外従5下
9 749(感宝元)・7			従6上	田辺史広浜	大仏	錢千貫	外従5下
10 765(神護元)・8	讃岐		外大初下	日置毗登乙虫		錢100万	外従5下
11 765 • 10	紀伊		正8上	民忌寸磯麻呂		錢100万、稻1万束	従5下
12 766(神護2)・正			正6上	伊吉連真次		錢100万	外従5下
13 766 • 2	河内カ		外従8下	橘戸高志麻呂		錢100万	外従5下
14 同 上	摂津・武庫	大領	従6上	日下部宿禰淨方		錢100万ほか	外従5下
15 766 • 12	河内カ(因幡国博士)		少初上	春日戸村主人足		錢100万、稻1万束	従6下
15 766 • 12			従6下	(父)大田			外従5下
16 767(景雲元)・2	伊予・越智	大領	外正7下	越智直飛鳥麻呂		総230疋、錢1200貫	従5下
17 同 上	常陸・新治	大領	外従6上	新治直子紀公		錢二千貫、商布一千段	外正5下
18 767 • 4	伊勢・多気		外正7下	敢磯部忍国		錢100万、稻一万束ほか	外正5下
19 同 上	長門・豊浦	軍毅	外正7上	額田部直塞守		錢100万、稻一万束	外従5上
20 767 • 8		散位	正7上	秦忌寸真成		錢二千貫、牛10頭	外従5下
21 767 • 10	伊予・宇摩			凡直継人		錢100万、稻二万束ほか	外従6下
21				(父)稻積			外従5下
22 770(景雲4)・3	周防・周防		外正8下	周防凡直葦原		錢100万、塩3千顆	外従5上

※野村忠夫「献物叙位をめぐる若干の問題」(『日本古代の社会と経済』吉川弘文館、1978年所収)を参考に作成。

2 関東地方出土皇朝十二錢

多くの遺跡より、古代銭貨である皇朝十二錢が出土している。それらの遺跡の出土の状況は、第3表・第4表に示した。

ここに示した皇朝十二錢を出土した遺跡は、数が少なく遺跡内容についての筆者の推定も多いため今後追加や修正される資料により、内容も変化すると思われるが、現段階において検討してみたい。まず皇朝十二錢の種類別出土量は、総数で138枚である。その中で神社一社より出土した72枚が特に多く、全出土数の過半数を占めている。この1例を省くと、和銅開珎が最も多く出土している。また同じく神社例を省いた全体傾向としては、和銅開珎から富壽神寶の8世紀初めから9世紀初めの段階と、承和晶寶から最後の乾元大宝の9世紀中ごろから10世紀終わりまでの2つの段階に大きく別れることが指摘出来る。皇朝十二錢の通用期間は、和銅開珎から987年の仏

第3表(1) 関東地方出土の皇朝十二錢と土器の共伴遺跡例

遺跡名	出土貨幣	枚数	共伴土器その他	出土位置と出土状況その他	註
群馬県					
高崎市觀音山古墳25トレンチ 墓壙4	貞觀永宝	1	鉄製品 須恵器 橋	古墳外縁上に掘込まれた土壙覆土より出土、判読 不明の錢貨2枚含む	(1)
松井田町愛宕山4号住居	寛平大室	1	土師器環・須恵器蓋・环・瓶・壺・鉢・銚帶・多数の鉄器 須恵器环・椀・土師器壺・环・黒色土器・灰釉皿	床面上より出土。消失住居、炭化材多数出土。	(2)
群馬町国分寺中間G区77号住居	万年通寶	1	須恵器环・椀・土師器壺・环・黒色土器・灰釉皿	カマド内灰面より出土。	(3)
利根郡昭和村中畦1号住居	富壽神寶	1	須恵器环・椀・蓋・土師器壺	住居外北東コーナー付近より出土。	(4)
前橋市鳥羽K区2号住居	延期通寶	1	須恵器杯・椀・羽釜・土師器杯・内黒碗・壺・灰釉皿	住居北東床面	(5)
高崎市引間2号墳	和銅開珎	1	須恵器蓋・脚付盤・壺	古墳石室内の玄室中央部	(6)
太田市矢田堀弁天塚16号墳	和銅開珎	1	埴輪	古墳石室内の玄室中央右壁側床面出土	(7)
勢多郡宮城村白山古墳	和銅開珎	8	蕨手大刀1・佐波理碗1・飛燕型鉢鏡6・直刀2		(8)
埼玉県					
岡部町内外14号住居	和銅開珎	1	須恵器环・蓋・土師器壺・壺・瓦	住居中央部の床面上約5cmの出土。	(9)
東京都					
府中市武藏台23号住居	和銅開珎	1	土師器環・壺、須恵器环・蓋、漆紙文書		(10)
国分寺市多摩蘭坂(土壤?)	和銅開珎	5	須恵器椀(墨書き)・須恵器蓋・墨書きされた紙質のもの	直径1m前後、深さ1.2~1.4mの土壙出土	(11)
	万年通寶	2	椀底部に残る墨書きは、反転プリント	部に環状に配された錢貨6枚の鏽跡	(12)
国分寺市武藏国分寺	万年通寶	1	僧寺北方建物跡付近表探		(13)
	神功開寶	1	僧寺北方建物跡付近表探		(14)
	隆平永寶	2	僧寺北方建物跡付近表探		(14)
	富壽神寶	9	僧寺北方建物跡付近表探		(15)
	和銅開珎	1			(16)
武藏国府武藏郷便局M-29					(17)
都道2・2・12号V-20	富壽神寶	1			(18)
同 上	承和晶寶	1			
大沢ビル M-49	寛平大宝	1			
菅生(住居?)	和銅開珎	(1)			
N6769遺跡21号住居	隆平永寶	1	須恵器环・瓦・磁石	カマド右脇床面からや浮いた位置。焼失家屋	(18)

() 内は、想定内容である。

第3表(2) 関東地方出土の皇朝十二錢と土器の共伴遺跡例

遺跡名	出土貨幣枚数	共伴土器	その他	出土位置と出土状況その他	註
八王子市甲ノ原住居	隆平永寶 1	土師器・須恵器・墨書き土器・鉄鏃・火打ち鎌・釘	北隅の床面	(19)	
船田S B02号住居	神功開寶 1	須恵器坏・蓋・長頸壺、土師器壺、鉄器品 7点	床面より11浮いて出土、火災住居	(20)	
E地区7号住居	貞觀永寶 2				(21)
神奈川県					
横浜市森戸原A区H-17号住居	和銅開珎 1	土師器・須恵器	北隅床面に密着して出土	(17)	
海老名市本郷43号住居	長年大宝 1	土師器壺・坏	カマド前の床面上より出土	(22)	
薦尾 149号住居	富壽神寶 1	土師器坏・壺、須恵器坏・蓋、鉄製品 2点	北東隅の覆土中より出土、火災住居か	(23)	
根丸島 (住居?)	神功開寶 (1)				(24)
下曾我 ?	隆平永寶 (1)				(25)
下ノ郷廃寺 ?	富壽神寶 (1) 麟益新寶 (1) 乾元大寶 (1)				(26)
千葉県					
日秀西 (住居?)	和銅開珎 (1)				(27)
新木東台(住居?)	和銅開珎 (1)				(28)
山口 (住居?)	隆平永寶 (1)				(29)
江原台H-27号住居	神功開寶 1	土師器坏・須恵器坏・壺、墨書き、鉄器、研石	床面直上出土	(30)	
H-26号住居	富壽神寶 1	土師器坏・須恵器坏・灰釉陶器長頸壺、火打鎌	床面上出土	(31)	
H-61号住居	富壽神寶 1	土師器杯、須恵器壺	覆土下部出土	(32)	
下総國分尼寺?	隆平永寶 (1)				
印内台 ?	富壽神寶 (1)				
茨城県					
政宗寺 ?	神功開寶 (1)				
	富壽神寶 (1)				
栃木県					
男体山	隆平永寶 1 承和晶寶 1 寛平大寶 1 延喜通寶 59 乾元大寶 10	皿形土器青銅製香爐			(34)

() 内は、想定内容である。

- (1) 『史跡 観音山古墳』 一保存修理報告書一 群馬県教育委員会 1982年
- (2) 『群馬県史』 資料編2 群馬県史編さん委員会 1986年
- (3) 『上野国分寺・尼寺中間地域(2)』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986年
- (4) 『中畦・諫訪西遺跡』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986年
- (5) 『鳥羽遺跡』 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988年
- (6) 『引間遺跡』 高崎市教育委員会 1979年
- (7) 『上毛古墳綜覧』 群馬県 1938年
- (8) 尾崎喜左雄「群馬県勢多郡白山古墳」『日本考古学年報』7 1958年
松本浩一「勢多郡宮城村白山古墳」『群馬県史』資料編3 1981年
- (9) 『内出遺跡』 内出遺跡調査会 1986年
- (10) 『武藏国分寺跡出土の漆紙文書』一武藏台遺跡一 1989年
- (11) 『多摩蘭坂遺跡』 国分寺市教育委員会 1980年
- (12) 石野喜英『武藏国分寺の研究』 1960年
- (13) 武藏国府関連遺跡調査報告V 1984年
- (14) 武藏国府関連遺跡調査報告I 1979年
- (15) 武藏国府関連遺跡調査概報VII 1979年
- (16) 佐藤興治「皇朝12銭」「日本歴史地図」 1982年
- (17) 楠原松司・石川和明「和銅開珎を出土した住居跡 横浜市港北区森戸原遺跡略報『考古学雑誌』59-1 1973年
- (18) 丹野雅人「多摩ニュータウン遺跡 No.769遺跡 奈良・平安時代編」「東京都埋蔵文化財センター調査報告」第6集 1985年
- (19) 長友 博・櫻 国男「八王子市犬目町甲ノ原平安時代堅穴住居址調査報告」「多摩考古」7 1965年
- (20) 『船田』一東京都八王子市船田遺跡の第II次調査一 八王子市船田遺跡調査会(第II次) 1972年
- (21) (20)におなじ、ただしE地区7号住居の説明は見当らない
- (22) 『海老名本郷』 本郷遺跡調査団 1987年
- (23) 『鳶尾遺跡』 神奈川県教育委員会 1975年
- (24) (16)に同じ
- (25) (16)に同じ
- (26) (16)に同じ
- (27) (16)に同じ
- (28) (16)に同じ
- (29) (16)に同じ
- (30) 『佐倉市江原台遺跡発掘調査報告書II』 千葉県教育委員会 1980年
- (31) (16)に同じ
- (32) (16)に同じ
- (33) (16)に同じ
- (34) 『日光男体山』山頂遺跡発掘調査報告書 日光二荒山神社 喜田川清香 角川書店 1963年

第4表 関東地方における皇朝十二銭の出土状況

		和銅開珎	万年通寶	神功開寶	隆平永寶	富壽神寶	承和晶寶	長年大寶	饒益新寶	貞觀永寶	寛平大寶	延期通寶	乾元大寶	合計
住居	遺跡数 出土数	6 6	2 2	3 3	2 2	5 5	0 0	1 1	0 0	1 2	0 0	1 1	0 0	21 22
土 壤	遺跡数 出土数	1 5	(1) 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	(1) 1	0 0	0 0	2 9
古 墳	遺跡数 出土数	3 10	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 10
神 社	遺跡数 出土数	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	(1) 1	0 0	0 0	0 0	(1) 1	(1) 59	(1) 10	1 72
他	出土数	1	1	2	4	13	1	0	1	0	1	0	1	25
出 土	総 数	22	4	5	8	18	2	1	1	3	3	60	11	138個
錢 貨 別	出 土 率	16%	2.9%	3.6%	5.8%	13%	1.5%	0.7%	0.7%	2.2%	2.2%	43%	8%	

事以外錢貨通用禁止までの279年間である。前段階では、127年間の通用期間内で、全体の約84%が出土しており、後段階は152年間で全体の約16%の出土である。つまり、奈良時代から平安時代9世紀初めのころまでが多くそれ以降の出土例は、極めて少なくなっているという事である。この現象が何を意味するのか明らかでないが、前段階に比較して後段階における皇朝十二銭の相対的価値の低下を意味するのであろうか。次に皇朝十二銭を出土した遺構について検討してみたい。遺構は、大きく日常生活の場の住居跡と、宗教的な場と考えられる土壙・古墳・神社の2群に別れる。住居跡からは、19遺跡20個の皇朝十二銭が出土しており、前述の宗教的な場からは、6遺跡91個が出土している。先の神社例を省いてみても5遺跡19個の出土が認められ、日常生活な遺跡と宗教的な遺跡においては、遺跡数に比較して、出土量が大きく異なる事が指摘出来そうである。つまり、日常的な住居跡では、基本的に1住居1個の出土であるが、宗教的な場においては、多くが複数の錢貨を伴うのである。同じ皇朝十二銭でありながら、日常的な場と宗教的な場においては、使われ方が異なっていたものとおもわれる所以である。

(1) 住居跡より出土する皇朝十二銭

今まで膨大な数の住居が調査されているが、関東地方において皇朝十二銭を出土した住居は、筆者が確認出来た範囲で14例であり極めて少ない。そのため、これだけの資料でもって何かを語るのは無理と思われるが、何らかの傾向について探ってみたい。まず、皇朝十二銭を出土する住居は、出土しない住居と何か違いがあるのだろうか、出土遺物について調べてみたい。第3表で明らかなように、大部分の住居から土師器と須恵器が多く鉄器や灰釉陶器を伴う。これらの土器は生活における食器であり、この点は皇朝十二銭を出土しない他の住居と同じである。異なる遺物としては、和銅開珎を出土した府中市武藏台遺跡の漆紙文書と万年通寶を出土した松井田町愛宕山遺跡をあげることができる。しかし漆紙文書に見られるようにこれらの遺物自体が特殊であるため皇朝十二銭に伴う住居の特色とは言えない。その他では、墨書き土器や火打ち鎌をあげられるが、皇朝十二銭を出土しない住居でも多く出土している。

次ぎに住居規模について検討をしてみたい。住居規模は、地域や時代によりさまざまであり、本来皇朝十二銭を出土した遺跡の中で比較する必要がある。しかしその出来的る遺跡が少ないため、時代による住居規模変化の傾向は、多くの地域に共通する傾向が認められることより、筆者が現在進めている群馬県多野郡吉井町矢田遺跡例をもって検討してみたい。第5表が時期別住居規模の変化の一例であり、第6表が皇朝十二銭を出土した住居規模の一覧である。

住居の規模を大きく4区分してみると、いずれの時期とも15m²以下の小さな住居が多く、8世紀以降15m²以上や25m²以下の住居が少なくなっていくことがわかる。しかしいずれにしても、各時期とも住居規模は一定でなく大・中・小あるいは大小の規模をもっている。この住居規模の動向のうえに、第5表から皇朝十二銭を出土する住居は、出土しない住居と規模が異なるのかについて探りたい。2つの表を重ね合わせてみると、8世紀前半における和銅開珎例では、全体の5%しかない大きい住居から総て出土しているという特色が認められる。また8世紀後半

においては、大小それぞれの住居から出土しているが、9%しかでない住居から出土していることより大きい住居から多く出る傾向は、認められるかと思われる。しかし9世紀以降に関しては大きい住居から多く出土するといった傾向は、認められないようである。

次に住居から、どのような状態で出土しているかについて検討してみたい。床面からの出土が6例、床面から5~11cm浮いた状態の出土が2例、カマド内灰面よりの出土が1例、住居内覆土よりの出土が1例であった。カマド内の1例を省けば、住居内より出土する他の土器と基本的に異なるとは思えない。

以上が、日常的と思われる住居から皇朝十二銭を出土した住居の様相である。奈良時代における皇朝十二銭を出土する住居と出土しない住居は、住居規模や伴出遺物等において一部に違いが認められたが、これまで述べてきたようにそれらの違いは、決して大きな違いとは、認められないのではないだろうか。

(2) 宗教的な場所より出土する皇朝十二銭

古墳や土壙及び神社や寺院等から出土する皇朝十二銭は、住居から出土するほぼ一個の例とは大きく異なり、一遺跡より複数の出土例が多い。古墳では、群馬県宮城村白山古墳の石室内における和銅開珎が8枚まとまって埋納されている例が知られ、土壙では、群馬県高崎市觀音山古墳の周溝上に掘り込まれた土壙中に、貞觀永宝と寛平大寶及び判読不明の2枚錢貨の計4枚の例、東京都多摩蘭坂遺跡の土壙中に、和銅開珎5枚と万年通寶2枚の計7枚の例が知られる。神社で

第5表 群馬県多野郡吉井町矢田遺跡の一部地域（232軒分）における時期別住居規模一覧

	8世紀前半	8世紀後半	9世紀前半	9世紀後半	10世紀前半	10世紀後半
0~15m ² 未満	48%	43%	56%	82%	88%	77%
15~25m ² 未満	37%	48%	33%	18%	12%	23%
25~35m ² 未満	5%	9%	11%			
35 m ² 以上	10%					

第6表 関東地方における皇朝12銭を出土した時期別住居規模一覧

	8世紀前半	8世紀後半	9世紀前半	9世紀後半	10世紀前半	10世紀後半
0~15m ² 未満		1例	3例	1例	1例	
15~25m ² 未満		1例	3例			
25~35m ² 未満	3例	1例				
35 m ² 以上						
伴出した 皇朝12銭	和銅開珎	万年通寶 神功開寶	隆平永寶 富壽神寶	長年大寶 貞觀永寶	延期通寶	乾元大寶

は一例のみであるが、栃木県男体山における72枚の例が知られる。

古墳について検討してみたい。関東地方では、群馬県の3例のみが知られる。白山古墳では横穴式石室であり、墳丘の規模や形は不明である。石室内より和銅開珎・蕨手刀・佐波理鏡・鉄鎌・直刀等が出土している。埴輪は痕跡も認められなかった。太田市弁天山古墳は上毛古墳総覧に記載されており、規模は、約11.5mとあるが墳形は不明である。伴出遺物として、和銅開珎・埴輪・馬人と記載されている。埴輪は、6世紀代でほぼ使われなくなると考えられているため、記載内容に疑問が多い。高崎市引間古墳は、周溝の調査により辛うじて、円墳と推定された。石室は横穴式で玄室中央部に和銅開珎、羨道部に鉄鎌2本、前庭部に多数の須恵器が出土している。

このように石室内から皇朝十二錢を出土した古墳は、数が少なく残りの悪い古墳である。つまり規模が小さく壊され易い古墳に皇朝十二錢が伴う傾向を示しているのである。またすべて和銅開珎のみの出土である。これらの出土例から、皇朝十二錢は、明らかに他の土器とともに、副葬品として使われていることが知られる。

土壙について検討してみたい。これも2例のみであり極めて少ない。いずれも、墓としての根拠があるわけではないが、土壙という遺構形態をとっていることや、土器その他の副葬品と思われる品物が伴うため、宗教的な性格を強くもったものと思われる。

高崎市觀音山古墳の周溝内につくられた土壙は、長さ2.04m、幅は北端で0.48m、南端で0.46mであり、深さは、0.56mである。出土遺物として『壙中央やや東方に須恵器壺1個、紐で結んだ貞觀永宝、寛平大寶を含む錢4枚、鉄釘状塊が出土した。……なお、骨の検出は出来なかつたが、⁽⁴⁾壙の規模と覆土の状況から伸展位土葬と考えられる。』錢4枚のうちで判読出来たのは内側の2枚のみであり、外側の2枚は残りが悪く破損してしまい、判読出来なかつたが、恐らく貞觀永宝または寛平大寶と考えられる。

多摩蘭坂遺跡の土壙は、『調査区のほぼ中央の(17、19)区の断面部に残っていた杉の根を重機を使用して抜本した折りに、黒色土中より出土した。……遺物の出土地点を中心に精査したところ、黒色土層が厚く堆積している様子が窺えたところより本来は、土壙中にその原位置が求められるものとすることが出来る。……遺物は銅錢6枚が墨書きされた須恵器碗に入れられ、蓋を乗せられて埋納された蓋然性が最も高いものであった事が判明するに至った。6枚の錢貨は5枚が和銅開珎、1枚が万年通寶であった。以上の事実から更に周辺の精査の必要性が指摘され、あげ土も慎重に見直された結果、万年通寶が1枚追加された。しかしながらこれらの遺物群と関連遺構の存在は一切明らかにし得ずに終わり、単独土壙の性格が強く残った。尚、土壙の規模は、直径1m前後深さ1.2~1.4m程のものであったと推定される。』なお、森郁夫氏はこの遺構について地鎮祭の可能性を指摘している。⁽⁵⁾

神社での例は、栃木県日光市男体山山頂遺跡である。この遺跡からは、総数51種1313枚の銅錢が出土しており、そのうち皇朝十二錢の構成は隆平永寶1、承和晶寶1、寛平大寶1、延喜通寶59、乾元大寶10となっている。錢が、信仰の一手段として活用されている事を良く物語る例である。

る。その中でCトレンチで皿形土器の中に59枚の延喜通寶が納められ、更にその上には青銅製香爐の蓋をもって覆ってあった例が知られる。この土器の年代を探る好例である。

おわりに

以上が皇朝十二錢に関する製作や流通の様相であり、また関東地方における出土遺跡の様相である。出土遺跡についても筆者の知識不足から載せていない遺跡も多いと思われるが、これまで述べてきたような状態が、関東における皇朝十二錢出土の様相である。これらの遺跡例から、関東地方における皇朝十二錢とは、いったいどのような役割をはたし、どのように使われていたのであろうか。これまで述べてきたことをまとめてみたい。

① 皇朝十二錢の出土遺構は、日常的な生活の場である住居跡と宗教的な場と考えられる墓や神社等の2種類に分かれる。

② 住居から出土する皇朝十二錢の出土枚数は、基本的に1枚のみである。古墳や墓等からは、複数出土する例は多いが、最高でも8枚である。そのためごく一部の人以外交換手段や、献物(錢)叙位としての通貨の機能はもたない。

③ 皇朝十二錢を出土する遺跡を調査されている遺跡と比較するならば、極めて少ない。

④ 皇朝十二錢を出土する住居は、出土しない他の住居と出土遺物において大きな違いは認められない。

⑤ 和銅開珎を出土する住居は、出土しない同時期の住居より規模が大きい傾向をもつ。しかし他の皇朝十二錢を出土する住居は、出土しない住居と規模において違いは認められない。

⑥ 石室内より皇朝十二錢を出土する古墳は、数が少なく残りの悪い古墳である。おそらく規模も小さいものと思われる。出土錢はすべて和銅開珎であり、関東地方では群馬県のみで認められている。

⑦ 土壙内より皇朝十二錢を出土する例では、いずれも複数の出土数と2種類の錢貨を伴う。

⑧ 古墳や土壙等から出土する皇朝十二錢は、いずれも副葬品と思われる他の品物を伴う。おそらくこのような遺構において皇朝十二錢は、副葬品として使用されている。

このような様相から、関東地方における皇朝十二錢とは、畿内の一部で認められたような税の納入手段や、商品を買う貨幣としての機能、錢千貫以上を集め律令国家に寄付して位を得る手段等の機能はほとんど果たしていない事が知られる。墓や神社等における使用のあり方は、副葬品あるいは奉納品として使用されており、明らかに錢貨の持つ一側面の機能を期待し使用されている。そのため皇朝十二錢の果たした役割とは、前述のような錢の持つ交換手段・富の象徴・権力とのつながり等の機能を知り、錢貨を一種の宝器として珍重し、住居内で所持したり、墓の副葬品あるいは、神に対しての供獻物等に使用し、所有したものと考えられる。

これらの錢貨に伴い多くの土師器や須恵器が良好な状態で出土している。そのため個々の皇朝十二錢の使われた期間が明らかになるなら、錢貨に伴う土器の年代の推定に大いに役立つ。今回

この流通の具体的な様子について検討出来なかつたため、当初の目的を充分達成することは出来なかつた。しかし関東地方における皇朝十二銭のもつ意味についての若干の検討は出来たと思う。次の機会には、具体的な土器をもつて皇朝十二銭と土器の使用期間との関係について検討してみたい。

なお、本稿作成にあたり同僚の関口功一氏には、文献資料の提供、有吉重蔵・大上周三・酒井清治・田熊清彦・富田一仁・山口慶一各氏に多くの考古資料の提供を受けた。末尾ながら記して感謝の意を表したい。

註

- (1) 中沢 悟「出土土器の分類と編年」「清里・陣場遺跡」1981年、同「出土土器の分類と検討」「大原II遺跡・村主遺跡」1986年、中沢 悟・飯田陽一「奈良時代の須恵器について」「研究紀要5」1988年いずれも(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (2) 栄原永遠男「律令国家の経済構造」歴史学研究会・日本史研究会『講座日本歴史』1984年
- (3) 塩沢君夫『古代専制国家の構造』(お茶の水書房) 1958年によれば「墾田永世私財法による所有額制限は、大初位下・无位での10町歩が5位では100町歩になる」
- (4) 『史跡観音山古墳』—保存修理報告書— 群馬県教育委員会 1982年
- (5) 『多摩蘭坂遺跡』国分寺市教育委員会 1980年

参考文献

- 栄原永遠男「律令国家と錢貨」「日本史研究」123 1972年
栄原永遠男「奈良時代の流通経済」「史林」第55巻第4号 1972年
栄原永遠男「和銅開珎の誕生」「歴史学研究」No416 1975年
栄原永遠男「日本古代錢貨の存在形態」「歴史と地理」406 1989年
矢部倉吉「古銭の集め方と鑑賞」1975年
佐藤興治「皇朝12銭」「日本歴史地図」1982年
森 郁夫「古代における地鎮・鎮壇具の埋納」「古代学研究」18 1979年
梅村 喬『日本古代財政組織の研究』(吉川弘文館) 1989年